

野田市職員の退職管理に関する規則
の一部を改正する規則をここに公布す
る。

令和7年12月26日

野田市長 鈴木有

野田市規則第66号

野田市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

野田市職員の退職管理に関する規則（平成28年野田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第21条第3号中「就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた日」を「就いた日」に、「第28条第3項第1号括弧書」を「第28条第3項第1号」に、「同法第86条第2項に規定する」を「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の16の2第1項第1号イに掲げる場合（令和9年以後の各年分にあっては、同項に掲げる場合）における同項の規定による」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の野田市職員の退職管理に関する規則第21条の規定は、令和7年12月1日以後に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合について適用し、同日前に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合については、なお従前の例による。